

◆記入についての注意点◆

記入欄名	記入内容								
① 控除対象扶養親族の数	「老人扶養」の数は、右欄(人)が扶養の人数、左欄(内)は右欄のうち 同居している人数 を記入します。								
② 障害者の数	「特別障害」の数は、右欄(人)は扶養の人数、左欄(内)は右欄のうち 同居している人数 を記入します。								
③ 「生命保険料の控除額」及び「地震保険料の控除額」	生命保険料及び地震保険料の 控除額 を記入します(支払金額ではありません)。								
④ 住宅借入金等特別控除の額	「給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書」に記載の住宅借入金等特別控除額を記入します。ただし、算出所得税額を超える場合には、算出所得税額を限度に記入してください。								
⑤ 摘要	令和6年分所得税の定額減税に関する事項を次のように記載してください。 <table><tr><th>内 容</th><th>記 載 方 法</th></tr><tr><td>実際に控除した年調減税額</td><td>源泉徴収時所得税減税控除済額 × × × 円</td></tr><tr><td>年調減税額のうち年調所得税額から控除しきれなかった金額</td><td>控除外額 × × × 円 (注)控除しきれなかった金額がない場合は「控除外額0円」</td></tr><tr><td>合計所得金額が1,000万円超の方で、同一生計配偶者を年調減税額の計算に含めた場合</td><td>非控除対象配偶者減税有 (注)同一生計配偶者が障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合「減税有」の追記してください。</td></tr></table> 【用語の説明】 (1) 源泉控除対象配偶者とは、受給者(合計所得金額が900万円以下である方に限ります。)と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が95万円以下である方をいいます。 (2) 同一生計配偶者とは、受給者と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が48万円以下である方をいいます。 (3) 控除対象配偶者とは、同一生計配偶者のうち、合計所得金額が1,000万円以下である受給者の配偶者をいいます。 1 控除対象扶養親族または16歳未満の扶養親族が5人以上いる場合には、その氏名を記入します。この場合、氏名の前には括弧書きの数字((1)、(2)、など)を付し、「5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号」(⑫)及び「5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号」(⑬)の欄に記入する個人番号との関係がわかるようにしてください。 また、16歳未満の扶養親族である場合には、氏名の後に「(年少)」と記入し、5人目以降の控除対象扶養親族または16歳未満の扶養親族が海外に居住する非居住者である場合にはその旨を記入してください。 2 同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く。)を有する方で、その同一生計配偶者が障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合は、同一生計配偶者の氏名及び同一生計配偶者である旨を記入してください。 記入例) (摘要) 東根 花子(同配) (1)東根 スギ (2)東根 一郎(非居住者) (3)東根 春美(年 3 前職分が合算されている場合には、前職分の支払金額・源泉徴収税額・社会保険料等の金額・事業所名・退職年月日を記入してください。 4 租税条約に基づいて源泉所得税及び復興特別所得税の免除を受けた方については、免税対象額及び該当条項「〇〇条約〇〇条該当」を朱書きしてください。 5 退職手当等の支払を受ける一定の配偶者又は扶養親族がいる場合、氏名等を記載してください。	内 容	記 載 方 法	実際に控除した年調減税額	源泉徴収時所得税減税控除済額 × × × 円	年調減税額のうち年調所得税額から控除しきれなかった金額	控除外額 × × × 円 (注)控除しきれなかった金額がない場合は「控除外額0円」	合計所得金額が1,000万円超の方で、同一生計配偶者を年調減税額の計算に含めた場合	非控除対象配偶者減税有 (注)同一生計配偶者が障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合「減税有」の追記してください。
内 容	記 載 方 法								
実際に控除した年調減税額	源泉徴収時所得税減税控除済額 × × × 円								
年調減税額のうち年調所得税額から控除しきれなかった金額	控除外額 × × × 円 (注)控除しきれなかった金額がない場合は「控除外額0円」								
合計所得金額が1,000万円超の方で、同一生計配偶者を年調減税額の計算に含めた場合	非控除対象配偶者減税有 (注)同一生計配偶者が障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合「減税有」の追記してください。								
⑥ 生命保険料の金額の内訳	支払った保険料の金額 を記入してください。								
⑦ 住宅借入金等特別控除の額の内訳	住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合には適用数・居住開始年月日・控除区分・年末残高を記入してください。 また、年末調整で控除しきれない金額がある場合には住宅借入金等特別控除可能額を記入してください。 区分について、控除に係る住宅の新築、取得または増改築等が ・「特定取得」(特別特定取得以外)に該当する場合には「(特)」 ・「特別特定取得」に該当する場合には「(特例取得)」及び「(特別特例取得)」を含む「(特特)」 ・「特例特別特例取得」に該当する場合には「(特特特)」と併記してください。 なお、居住開始が令和5年1月1日以後の場合は、「(特)」、「(特特)」及び「(特特特)」の区分の対象となりませんので併記は不要です。								
⑧ 控除対象配偶者 控除対象扶養親族	●控除対象配偶者 控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者(年末調整を行っていない場合は、源泉控除対象配偶者)及び扶養控除の対象となる扶養親族の氏名及びマイナンバーを記載してください。 なお、控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者(年末調整を行っていない場合は、源泉控除対象配偶者)が非居住者である場合には、区分の欄に「○」を記載してください。								

控除対象配偶者 控除対象扶養親族 (つづき)	●控除対象扶養親族の分類 控除対象扶養親族については、区分の欄に次表の分類に応じて、次のように記載してください。 <table><tr><th>控除対象扶養親族の分類</th><th>記載方法</th></tr><tr><td>居住者</td><td>00</td></tr><tr><td>非居住者(30歳未満又は70歳以上)</td><td>01</td></tr><tr><td>非居住者(30歳以上又は70歳未満、留学生)</td><td>02</td></tr><tr><td>非居住者(30歳以上又は70歳未満、障害者)</td><td>03</td></tr><tr><td>非居住者(30歳以上又は70歳未満、38万円以上送金)</td><td>04</td></tr></table>	控除対象扶養親族の分類	記載方法	居住者	00	非居住者(30歳未満又は70歳以上)	01	非居住者(30歳以上又は70歳未満、留学生)	02	非居住者(30歳以上又は70歳未満、障害者)	03	非居住者(30歳以上又は70歳未満、38万円以上送金)	04
控除対象扶養親族の分類	記載方法												
居住者	00												
非居住者(30歳未満又は70歳以上)	01												
非居住者(30歳以上又は70歳未満、留学生)	02												
非居住者(30歳以上又は70歳未満、障害者)	03												
非居住者(30歳以上又は70歳未満、38万円以上送金)	04												
⑨ 配偶者の合計所得	配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けた場合は、令和6年中の配偶者の 合計所得金額 を記載してください(収入金額ではありません)。なお、年末調整を行っていない方で、源泉控除対象配偶者を有している方は、「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」に記載された、源泉控除対象配偶者の「所得の見積額」を記載してください。												
⑩ 国民年金保険料等の金額	社会保険料控除の適用を受けた国民年金保険料等の金額を記入してください。												
⑪ 基礎控除の額	基礎控除の額を記入してください。ただし、基礎控除の額が48万円の場合には、記入する必要はありません。												
⑫ 所得金額調整控除額	所得金額調整控除の適用がある場合には、その額を記入してください。												
⑬ 5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号	控除対象扶養親族が5人以上いる場合には、5人目以降の個人番号を記入します。個人番号の前には、摘要欄において氏名等の前に記入した括弧書きの数字を付し、氏名との関係が分かるようにしてください。 記入例) 5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号 (1) 123456789012 (2) 234567890123 個人番号の前に記入する数字((1)、(2)等)については、摘要欄にて記載した氏名に付記した番号と対応する番号を記入してください。 (下記⑭についても同様です。)												
⑭ 5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号	16歳未満の扶養親族が5人以上いる場合には、5人目以降の個人番号を記入します。個人番号の前には、摘要欄において氏名等の前に記入した括弧書きの数字を付し、氏名との関係が分かるようにしてください。												
⑮ 未成年者から勤労学生までの各欄	各欄について、その受給者について該当する事項がある場合に○を付してください。なお、未成年者とは、平成19年1月3日以後に生まれた方をいいます。												

【留意事項】**復興特別所得税の計算**
所得税の源泉徴収義務者は、平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に生ずる所得について源泉所得税を徴収する際、**復興特別所得税(源泉徴収すべき所得税の2.1%相当額)を併せて徴収し、納付しなければなりません。**
年末調整において年税額を計算する際にも、復興特別所得税を含めた年税額を算出してください。